

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成17年2月9日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

使用料・手数料等の取扱い

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 手数料については、長岡市の制度に統一する。
- 4 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料・手数料等については、除くものとする。